

## 【 検査 】

## 136 葉酸の算定について

《令和6年4月30日》

## ○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD007「41」葉酸の算定は、原則として認められる。
  - (1) 大球性貧血
  - (2) 巨赤芽球性貧血（疑い含む。）
  - (3) 葉酸欠乏症
- ② 次の傷病名に対するD007「41」葉酸の算定は、原則として認められない。
  - (1) 甲状腺機能亢進症（疑い含む。）
  - (2) 溶血性貧血（疑い含む。）
  - (3) 汎血球減少症（疑い含む。）

## ○ 取扱いを作成した根拠等

葉酸は、ビタミンB<sub>12</sub>とともに、増殖細胞におけるDNA合成の円滑な進行に不可欠な物質であり、欠乏するとDNA合成の障害、特に骨髓造血機能の異常（巨赤芽球性貧血）を呈す。

巨赤芽球性貧血はビタミンB<sub>12</sub>又は葉酸の不足を原因とし、大球性貧血をきたす貧血であり、葉酸の測定は、巨赤芽球性貧血、大球性貧血、葉酸欠乏症の診断や治療に必要である。

以上のことから、大球性貧血、巨赤芽球性貧血（疑い含む。）、葉酸欠乏症に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

なお、葉酸は溶血性貧血や葉酸の需要が増大する甲状腺機能亢進症において低値を示すことがあり、また、巨赤芽球性貧血では、進行すると好中球や血小板も減少し汎血球減少症をきたすこともある。

しかしながら、溶血性貧血（疑い含む。）、甲状腺機能亢進症（疑い含む。）、汎血球減少症（疑い含む。）については、葉酸値の異常が直接的な原因ではなく、測定の必要性は乏しいため、当該検査の算定は原則として認められないと判断した。